

(同項第二号に該当する場合に限る。) 又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

第九条 法第十二条第一項に規定する未支払の児童生徒料金は、表記第一二号二

による請求書を市町村長に提出しなければならぬ。

2 法第十二条第二項に規定する未支払の児童手当二五〇、行司日支六〇、二千二十二年三月

とする者は、様式第十三号による請求書を市町

(小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害者への支援等の実績の提出)

第九条の二 この省令の規定により小規模住居型

設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該小

規格住居型児童養育施設を行なう住居では附設り入所施設等ごとに行わなければならない。

第十一条 市町村長は、児童手当の受給資格及びそ
(児童手当の受給に關する通知)

の審議にての認定その他児童手当の支給は開始する処分を行つたときは、文書で、その内容を

請求者又は一船受継者若しくは旅館等受継者は通知しなければならない。

第十一條 市町村長は、この省令の規定により請
(添付書類の省略等)

求書又は届書に添えなければならぬ書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認するこ

ができる。 とができるときは、当該書類を省略せること

市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、

この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれにか

わるべき他の書類を添えて提出させることがで
きる。

(公務員に関する特例)

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る字句とする。

項の規定によつて読み替えられ

項 治第七條第一

項
法第七條第一

第4条 第2号 第4号 第2号		第4号 第2号 第4号 第2号	
一般受給資格者の 一般受給資格者	市町村長	一般受給資格者 一般受給資格者	法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法第七条第一項の認定をする者
一般受給資格者の 一般受給資格者	支給要件児童のうちに一 般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受 給資格者をいう。以下同項に規定する一般受給資格者を いじ）の住所地（法人に一般受給資格者を持つは、主たる事務所の 所在地）の市町村（特別）及び児童区を含む。以下同じ。）の施設入所等児童 区域外に住所を有する児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同 じ。）を除く。以下同じ。）を除く。以下同じ。）を除く。 この項、第二条第二項、以下同じ。）を除く。 第五条第一項及び第六三条第二項第二項、第五条第一項及び 第二項において同じ。）が第五条第一項及び第六三条第二項に あるときは、当該児童はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合を除く。）又はその配偶者 当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童の後見人であり、かつ、法般受給資格者又 はその配偶者（未成年公務員である一 般受給資格者）がその年（二 月から五月までの月分の児童手当については、前 年とする）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資 格者又はその配偶者	公務員である一 般受給資格者	

第三項	第六項	第五項	第四項	第三項
添えなければならない	添えなければならない	添えなければならない	添えなければならない	て住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
書類を添えること	書類を添えること	書類を添えること	書類を添えること	する場合には、第一号に掲げる
と要しない	と要しない	と要しない	と要しない	、第二号に該当
公務員である一 般受給者又は	公務員である一 般受給者又は	公務員である一 般受給者又は	公務員である一 般受給者又は	地）の市町村の区域外に
は、主たる事務所の所在	は、主たる事務所の所在	は、主たる事務所の所在	は、主たる事務所の所在	住所を変更したとき又は
地）の市町村の区域外に	地）の市町村の区域外に	地）の市町村の区域外に	地）の市町村の区域外に	当該市町村の区域外にお
住所を変更したとき又は	住所を変更したとき又は	住所を変更したとき又は	住所を変更したとき又は	いて住所を変更したとき
（次号に該当する場合を除く。）は、	（次号に該当する場合を除く。）は、	（次号に該当する場合を除く。）は、	（次号に該当する場合を除く。）は、	（次号に該当する場合を除く。）は、
適用しない。	適用しない。	適用しない。	適用しない。	適用しない。
第十二条の二から第十二条の八まで 削除				
（児童手当に係る寄附）	（児童手当に係る寄附）	（児童手当に係る寄附）	（児童手当に係る寄附）	（児童手当に係る寄附）
第十二条の九 法第二十条第一項の規定による寄附				
童手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十四条の号による申出書を市町村長に提出することによって行われなければならない。	童手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十四条の号による申出書を市町村長に提出することによって行われなければならない。	童手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十四条の号による申出書を市町村長に提出することによって行われなければならない。	童手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十四条の号による申出書を市町村長に提出することによって行われなければならない。	童手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十四条の号による申出書を市町村長に提出することによって行われなければならない。
市町村長は、法第二十条第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に對して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。	市町村長は、法第二十条第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に對して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。	市町村長は、法第二十条第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に對して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。	市町村長は、法第二十条第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に對して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。	市町村長は、法第二十条第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に對して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。
一 当該寄附をした者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）				
二 当該市町村が寄附を受けた旨				
三 当該寄附の額				
四 当該寄附を受けた年月日				

ては、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一一年五月二八日厚生省令第六〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、第五条及び附則第四項の規定は、同年六月一日から施行する。（経過措置）

4 第五条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（平成一二年五月二六日厚生省令第九六号）

1 この省令は、平成十二年六月一日から施行する。ただし、児童手当法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十四号）附則第二条第一項（同法附則第三条において「読み替えて準用する場合を含む。」）の規定によつてなされる手続に關しては、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一四年三月二六日厚生労働省令第三五号）抄

（施行期日等）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 （経過措置）

式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（平成一四年五月二四日厚生労働省令第七〇号）抄

（施行期日等）

1 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。（一及び二略）

三 第四条及び附則第五項の規定 平成十四年六月一日

（経過措置）

5 この省令の規定の施行の際現にある同条による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一六年六月一八日厚生労働省令第一〇六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

2 この省令の施行の際現この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一四年三月三一日厚生労働省令第八五号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

れでいる書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（平成一九年三月三一日厚生労働省令第六九号）抄

（施行期日等）

1 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。（一及び二略）

三 第四条及び附則第五項の規定 平成十四年六月一日

（経過措置）

5 この省令の規定の施行の際現にある同条による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一六年六月一八日厚生労働省令第六六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

2 この省令の施行の際現この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一四年三月三一日厚生労働省令第六六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（様式に関する経過措置）

3 この省令の施行の際現における改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現における旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成一四年三月三一日厚生労働省令第六六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則の様式

附 則（平成一四年五月一八日厚生労働省令第八四号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（平成一九年三月三一日厚生労働省令第七三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現あるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といふ。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（平成二七年二月一八日内閣府令第七三号）

（施行期日）

1 この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

2 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の

様式によるものとみなす。

附 則（平成二二年年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号）の様式

（施行期日）

1 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の

様式によるものとみなす。

2 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の

様式によるものとみなす。

3 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の

様式によるものとみなす。

4 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の

様式によるものとみなす。

5 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の

様式によるものとみなす。

6 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の

様式によるものとみなす。

7 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の

様式によるものとみなす。

8 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の

様式によるものとみなす。

9 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の

様式によるものとみなす。

10 この府令の施行の際現あるこの府令による改正前の

様式によるものとみなす。

〔第6回〕

1. この回は、お父さんとおじいさんと一緒に歩いて公園の花壇を整頓している間、お父さんはおじいさんと何を話していましたか？ お父さんは、「今更ながら」、おじいさんは「さうね」と答えていました。この言葉の意味を理解して下さい。
2. 「おじいさん、お父さんは何を話していましたか？」とおじいさんはお父さんと何を話していましたか？ おじいさんはお父さんと何を話していましたか？
3. 「おじいさん、お父さんは何を話していましたか？」とおじいさんはお父さんと何を話していましたか？ おじいさんはお父さんと何を話していましたか？
4. 「おじいさん、お父さんは何を話していましたか？」とおじいさんはお父さんと何を話していましたか？
5. 「おじいさん、お父さんは何を話していましたか？」とおじいさんはお父さんと何を話していましたか？
6. 「おじいさん、お父さんは何を話していましたか？」とおじいさんはお父さんと何を話していましたか？
7. 「おじいさん、お父さんは何を話していましたか？」とおじいさんはお父さんと何を話していましたか？
8. 「おじいさん、お父さんは何を話していましたか？」とおじいさんはお父さんと何を話していましたか？
9. 「おじいさん、お父さんは何を話していましたか？」とおじいさんはお父さんと何を話していましたか？
10. 「おじいさん、お父さんは何を話していましたか？」とおじいさんはお父さんと何を話していましたか？

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(日本産業規格A列4番)

備考 「第三回」、「第四回」、「第五回」は、元の「第三回」、「第四回」、「第五回」に加え、新たに「第六回」、「第七回」、「第八回」が挿入されたもの。

1. 「個人番号」の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 税的控除等は原則としてより、税率変更も省略することができる。

(日本産葉尻茶A列4番)

参考
2. 必要があるときは、所要の変更は調整を加えることができる。
→ 既存構造を用いてもよい。既存構造を用いてもよい。

(日本語版第4回)

備考
1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

- 必要があるときは、所要の変更は調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

備考
 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
 2. 受給者若しくは受給者に代わる者による前項の変更又は調整を加えることができる。

③ 表面の墨をよく洗んでから記入してください。
④ 液用の欄は、記入しないでください。

(裏面)

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 最終決算者に因る上記(ア)により、該年度の予算に対する超過額

4

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

- 読解の内容をよく読みながら記入してください。
- 他の文題は、記入しないでください。
- 一二、複数(ふくしょく)で一つまで書いてください。

4

2. お問い合わせ、以下の手順で窓口へお問い合わせください。

 - ① 交際費の内訳、扣除の方法等の確認を行う場合に、(支)所有者名又は支拂ふ者名の記載
事項の欄に印を押して下さい。
 - ② お問い合わせの内容に従事者に付与する手数料を算出することができるか(手数料を
支拂ふ旨)と(月額)に記載する場合は、その手数料を算出することができるか(手数料を
支拂ふ旨)と(月額)に記載して下さい。
 - ③ 交際費の内訳が支拂ふ者名又は支拂ふ旨で記載してある場合
 - ④ お問い合わせの内容に従事者に付与する手数料を算出することができるか(手数料を
支拂ふ旨)と(月額)に記載して下さい。
 - ⑤ お問い合わせの内容に従事者に付与する手数料を算出することができるか(手数料を
支拂ふ旨)と(月額)に記載して下さい。
 - ⑥ お問い合わせの内容に従事者に付与する手数料を算出することができるか(手数料を
支拂ふ旨)と(月額)に記載して下さい。

備考

- 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 受給資格者に周知することに上り、注意事項を省略することができる。

ANSWER

(日本進歩思想A列4番)

備考
1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第10号（第7条関係）

記入欄(10)(第1回提出)		(書面)
可変欄・特例欄 受取済みの回答		提出日 時 間 年月日 年時 分秒
合計		提出日 時 間 年月日 年時 分秒
問 (1) (お子様の性別) 男児 女児 (お子様の年齢) 未満 1歳未満 2歳未満 3歳未満 4歳未満 5歳未満 6歳未満 7歳未満 8歳未満 9歳未満 10歳未満 11歳未満 12歳未満 13歳未満 14歳未満 15歳未満 16歳未満 17歳未満 18歳未満 19歳未満 20歳未満 21歳未満 22歳未満 23歳未満 24歳未満 25歳未満 26歳未満 27歳未満 28歳未満 29歳未満 30歳未満 31歳未満 32歳未満 33歳未満 34歳未満 35歳未満 36歳未満 37歳未満 38歳未満 39歳未満 40歳未満 41歳未満 42歳未満 43歳未満 44歳未満 45歳未満 46歳未満 47歳未満 48歳未満 49歳未満 50歳未満 51歳未満 52歳未満 53歳未満 54歳未満 55歳未満 56歳未満 57歳未満 58歳未満 59歳未満 60歳未満 61歳未満 62歳未満 63歳未満 64歳未満 65歳未満 66歳未満 67歳未満 68歳未満 69歳未満 70歳未満 71歳未満 72歳未満 73歳未満 74歳未満 75歳未満 76歳未満 77歳未満 78歳未満 79歳未満 80歳未満 81歳未満 82歳未満 83歳未満 84歳未満 85歳未満 86歳未満 87歳未満 88歳未満 89歳未満 90歳未満 91歳未満 92歳未満 93歳未満 94歳未満 95歳未満 96歳未満 97歳未満 98歳未満 99歳未満 100歳未満		電話番号
問 (2) (お子様の在籍校名)		
1. 家庭が日本で既に所有人なくなった 2. 家庭が他の家庭に譲り受けたり譲り出したりした 3. 家庭が他の家庭と合併したり離れていたりした 4. 家庭が廃止された 5. 家庭が改称された 6. お子様が亡くなった(死産を含む) 7. お子様が健在でなくなりたった(健やかを維持する家族の健在) 8. お子様が出生した 9. 死亡した 10. お子様が亡くなってしまった 11. 生活を共にしなくなった 12. お子様が健在でなくなくなった(健やかを喪失するものを除く) 13. お子様が健在でなくなくなった(健やかを喪失するもの除く) 14. 里親等の変更は福祉施設等への入所者ではなくて 15. その他() 16. その他()		
その場合における必要な説明		
該当事項の発生した年月日 令和		
提出用紙		
○ 基本の質問にこまごまと詳しくお答えください。 ○ お子様の性別、年齢、在籍校名等の記入欄に必ず記入してください。 ○ 文字、記号(ひらがな・カタカナ)で記入して下さい。 ○ 字体、記入位置(ひらがな・カタカナ)で間違えて下さい。		

- ◎ 表面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ 楽句の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、横書き(ひがき)下はつきり書いてください。

字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

《日本産業規格JIS4

(日本産業規格JIS規格)

(日本産業規格JIS X 4140)

【基準】

1. 受託者が本件の申請に付随する各手続に、下記を踏まえ、することにより審査を受ける。申請料金等をいいます。(以下「申請料金」)。受託者が申請料金に、その他の費用(申請に付随する手数料等を除くもの)を請求する場合、この額は算入する。提出に係る書類等をあらかじめ提出し、上記提出に際しては、この額に算入する必要はない。
2. 全ての受託料金に付随する手数料は、原則として、(Ⅰ)の他の費用を算入してくる。
① 手数料の場合は、受託者が手数料を算入する必要はない。
② 申請料金の場合は、受託者が申請料金を算入する必要はない。
3. ①の手数料の場合は、受託者が手数料を算入する必要はない。
4. ②の申請料金の場合は、受託者が申請料金を算入する必要はない。

三
言

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（立水里堂說教人刊印）

参考
1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 他の規則等に規定するところにより、所要の変更又は調整を加えることと定められて

(日本語表現序1列4面)

〔系譜〕

1 「養育していた肥前」の欄は、児童手当及び特別扶助金をいいます。以下同様です。他の受給権者があった場合(死後)の肥前(扶養権者)を「肥前」、生前に同じくする又は扶養権者を持続している場合(死後)の児童(14歳未満)に係る扶助金を「肥前」(扶養権者)と記入します。この点について記入してください。

2 「肥前の内容」の「肥前扶養権者」欄は、「○」の肥前で生前の扶養権者がいる場合は「扶養権者」と記入してください。扶養権者がいる場合は扶養権者を扶助金を受け取っているかしないかの欄に「○」で、扶養権者がいない場合は扶養権者を扶助金を受け取っていないかの欄に「○」で、その欄が扶養権者をそれぞれ記入してください。

参考文献

様式第13号(第9条関係)

支払 児童手当 請求書(施設等受給資格者用)		提出年月日	※受付確認年月日					
		令和	令和					
受者給あつ て又は資 料受 けが本 法人名等	(ふりがな) 設置者等の 法人名等	施設等 の名称 の欄	施設等 の種類 の欄	設置者等の住 所地(個人の 住所地又は施 設の所在地の 住所地)	〒 一 電話()	施設等所在 地又は施設 の住所地	〒 一 電話()	
施 設 入 所 等 兒 童 で あ つ た 者 の 備 考	氏 名 性 別 年 齢 種 別 備 考	支 付 金 額 の 欄	名 称 の 欄	口 座 番 号 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄
					平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	
					平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	
					平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	
					平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	
					平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	平成 年 月 分 から 平成 年 月 分 まで 請 け 付 金 額 の 欄	
(裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※他の欄は、記入しないでください。 ※字は、楷書(ひしょ)ではっきり書いてください。)				※支給決定年月日	令和	※請求決定下年月日	令和	

(日本版規格A4用)

様式第14号(第12条の9関係)

児童手当		提出年月日	※受付年月日
		令和	令和
児童手当の 提出年月日	提出年月日	令和	令和
(原則) 在籍時長			
私は、児童手当の算定に際して、次のとおりの事実を認めたのであります。申付け かたの支給年月から支給年月までの期間を(月分)と申します。(以下同じ)の欄のうち、以下の欄につ き、当該児童手当の支給期間をもって記載する旨を申し出ます。			
□(支給年月から支給年月までの間の (各月の平均額を算定する際の 標準額)		月	円
□(支給年月から支給年月までの間の (各月支給額に左右の差がある場合)		月和	月 支給額(月分)
□(支給年月から支給年月までの間の (各月支給額に左右の差がない場合)		月和	月 支給額(月分)
□(支給年月から支給年月までの間の (各月支給額に左右の差がない場合)		月和	月 支給額(月分)

(注)保育料の特例措置、学校給食費等の徴収額のある場合は、それらを控除した額の欄とします。

令和(法人名がある場合は、主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

【備考】※記入があるときは、当該の支給又は徴収額を加算することになります。】

様式第15号(第12条の10関係)

児童手当		提出年月日	※受付年月日
		令和	令和
児童手当 提出年月日	提出年月日	令和	令和
(原則) 在籍時長			
私は、児童手当の算定に際して、次のとおりの事実を認めたのであります。申付け かたの支給年月から支給年月までの期間を(月分)と申します。(以下同じ)の欄のうち、以下の欄につ き、当該児童手当の支給期間をもって記載する旨を申し出ます。			
□(支給年月から支給年月までの間の (各月の平均額を算定する際の 標準額)		月	円
□(支給年月から支給年月までの間の (各月支給額に左右の差がある場合)		月和	月 支給額(月分)
□(支給年月から支給年月までの間の (各月支給額に左右の差がない場合)		月和	月 支給額(月分)
□(支給年月から支給年月までの間の (各月支給額に左右の差がない場合)		月和	月 支給額(月分)

令和(年月日)

住所(法人名がある場合は、主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

【備考】※記入があるときは、当該の支給又は徴収額を加算することになります。】

